

初鹿通信

第 218 号

令和 6 年 10 月 吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

手形の支払期日について

令和 6 年 11 月 1 日より、交付された手形等について新たな運用が適用されることとなります。

業種を問わず、交付から満期日までの期間が 60 日を超える約束手形、電子記録債権、一括決済方式（ファクタリング等）は、行政指導の対象となり得ます。

※一括決済方式の場合は、「代金の支払期日から代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間」

※行政指導の対象は、下請法適用対象の取引です。また、建設業法に違反する恐れもあります。



詳細は、以下のサイトをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240430002/20240430002.html>

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。